

資料番号	5
------	---

令和5年6月22日
課名 土木建築局土木建築総務課
担当者 課長 高沖
内線 3810

建設事務所における安芸高田市の所管見直しについて

1 要旨・目的

近年、激甚化・頻発化する災害への対応等、県民の安全・安心を確保する観点から、建設事務所における安芸高田市の所管を見直し、北部建設事務所の所管に変更する。

2 現状・背景

- 従来から災害時の即応性について懸念があったが、令和3年8月豪雨時に、西部建設事務所職員が現地に向かった際、相当の時間を要し、早期の災害状況の把握に遅れが生じるなど、災害時の初動対応における課題が顕在化した。
- より近隣の北部建設事務所に移管することで、災害の初動対応力の強化を図ることができ県民の安全・安心の確保に資すると共に、平常時においても、市に関する業務の一層の効率化を図ることができる。

3 概要

(1) 対象者

県民及び事業者

(2) 実施内容

次のとおり、安芸高田市の所管を現在の西部建設事務所から北部建設事務所に変更する。

事務所	位置	現在の所管区域	見直し後の所管区域
西部建設事務所	広島市	広島市、 <u>安芸高田市</u> 、江田島市及び安芸郡（※ ₁ ）	広島市、江田島市及び安芸郡（※ ₁ ）
北部建設事務所	三次市	三次市（※ ₂ ）	三次市及び <u>安芸高田市</u> （※ ₂ ）

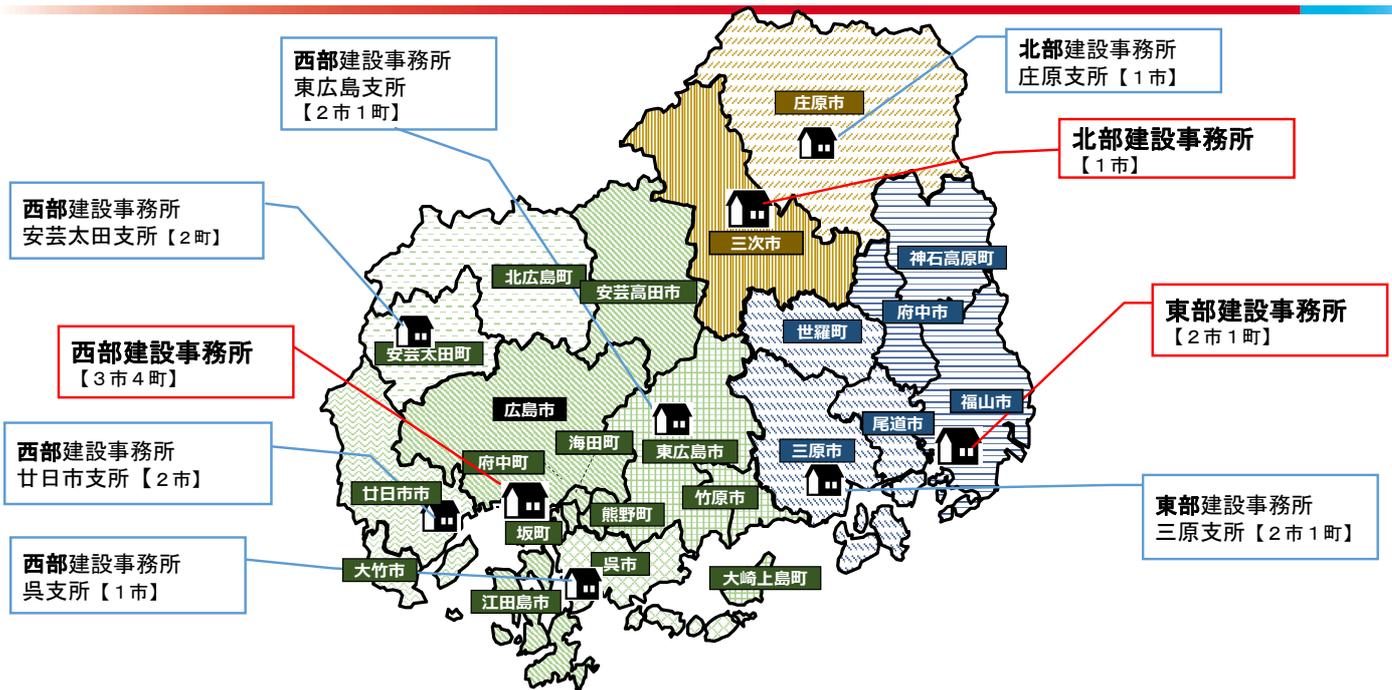
※₁ 建設業・宅建業に関する事務については、大竹市、廿日市市及び山県郡を含む。また、建築に関する事務については、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、山県郡、豊田郡を含む。

※₂ 建設業・宅建業及び建築に関する事務については、庄原市を含む。

(3) スケジュール

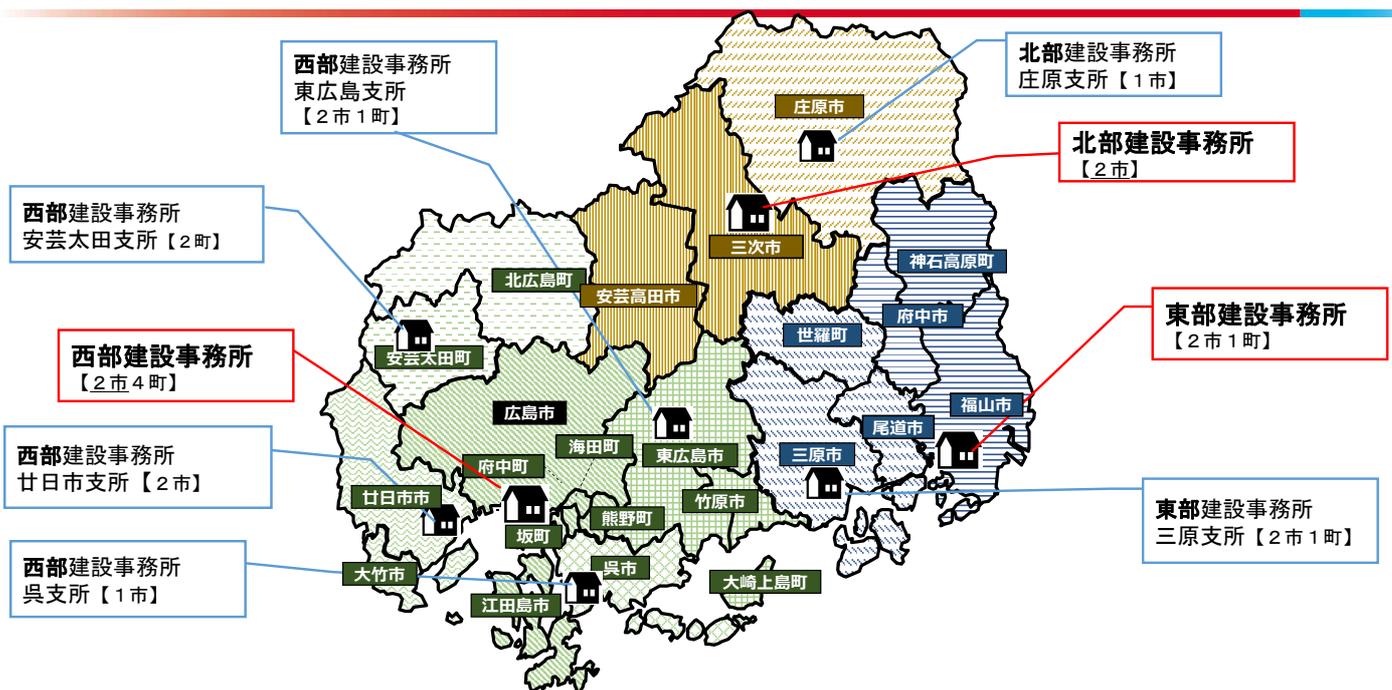
- 令和6年4月から所管変更することとし、6月定例県議会で関係条例を提案する。
- 議決後は、住民や関係業者への周知を丁寧に行うと共に、移管業務の整理等、移管に向けた準備を進める。

建設事務所（3所6支所）の管轄区域 ※土木に関する事務



広島県庁/Hiroshima Prefectural Government

見直し後の建設事務所（3所6支所）の管轄区域 ※土木に関する事務



広島県庁/Hiroshima Prefectural Government